

令和3年5月24日

(配布先)

支店長・副支店長

施工担当部署長、建設所長

副部長・副所長・統括工事長

安全長・安全主任

工事長・工事主任

関西支店

安全環境部長

移動式クレーン等関連災害の再発防止について(追加指示)

令和2年9月12日に他支店で発生したクレーン転落事故について、警察及び労働基準監督署の調査が終了し、「原因不明」との見解が示されました。

「原因不明」とはいうものの、オペレーターの操作ミスや体調不良も想定されるため、当社生産技術本部及び(株)エスシー・マシーナリとともに再発防止策を検討し、今回、ヒューマンファクターによる災害リスクの低減を目的として、新たに下記のルールを定めることとしましたので、作業所関係者及び取引業者に周知徹底するよう改めて指示します。

なお、対象となるクレーンは、オペレーター付きでリースするもので、取引業者持ち込み(杭工事等)で入場させるものは除外します。

また、全国連合取引業者災害防止協議会会長宛文書 **別紙1** にて、災防協会員及び傘下の事業者に対して協力を要請していることと、関西支店においてもクレーン登録会社にも同様の協力要請を出しています **別紙2**。

記

1. クローラークレーンの走行完了時には、速やかに走行不要時の走行レバーをロックさせること

別紙3参照

2. クローラークレーンは、オペレーターの安全意識の維持及びトラブル発生時の履歴確認を目的として、ドライブレコーダーを搭載したものを使用すること

別紙4参照

※運用開始は令和3年7月1日

3. クローラークレーンは、視認性向上のため前後左右を確認できるモニターを搭載したものを使用すること

別紙4参照

※運用開始は令和3年7月1日

4. 移動式クレーンオペレーターの登録に際して、認知能力テスト「新ブルドン抹消検査」を追加し、受検日と判定結果を記入すること（判定結果A、Bのオペレーターのみ入場可とし、実施頻度は60歳未満は1回／5年、60歳以上65歳未満は1回／3年、65歳以上は1回／1年）

別紙5参照

※運用開始は令和3年7月1日

以上

※この事務連絡は、示達本(安環安) 21-03と事務連絡 21-09(安環本部発行)に基づき作成しました。

令和 3 年 5 月 11 日

全国連合取引業者災害防止協議会
会 長 中 橋 博 治 殿

清 水 建 設 株 式 会 社
安全環境本部長 伊 藤 勝 啓



移動式クレーン等関連災害の再発防止について(要請)

平素は弊社の安全衛生管理活動に多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和2年9月12日に発生したクレーン転落事故について、警察及び労働基準監督署の調査が終了し「原因不明」との見解が示されましたが、オペレーターの操作ミス等のヒューマンエラーが想定されるため、弊社生産技術本部及び(株)エスシー・マシーナリとともに再発防止策を検討し、今回、ヒューマンファクターによる災害リスクの低減を目的として、新たに下記のルールを定めることとしましたので、貴会会員及び傘下の事業者に対し周知徹底いただくよう要請します。

なお、対象となるクレーンは、当社からオペレーター付きでリースするものに限ることとします。

記

1. クローラクレーンの走行完了時には、速やかに走行レバーをロックさせること(別紙1参照)
2. クローラクレーンは、オペレーターの安全意識の維持及びトラブル発生時の履歴確認を目的として、ドライブレコーダーを搭載したものを使用すること(別紙2参照)
3. クローラクレーンは、視認性向上のため前後左右を確認できるモニターを搭載したものを使用すること(別紙2参照)
4. 移動式クレーンオペレーターの登録に際して、認知能力テスト「新ブルドン抹消検査」を、65歳未満に対しては1回/5年、65歳以上に対しては1回/1年実施すること(別紙3参照)

※ 上記2～4は、準備期間を考慮して運用開始を令和3年7月1日とします。

以 上

令和3年 4月 9日

協力業者の皆様へ

清水建設株式会社関西支店
安全環境部長
調達部長

移動式クレーン等関連災害の再発防止について(要請)

平素は弊社の安全衛生管理活動に多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

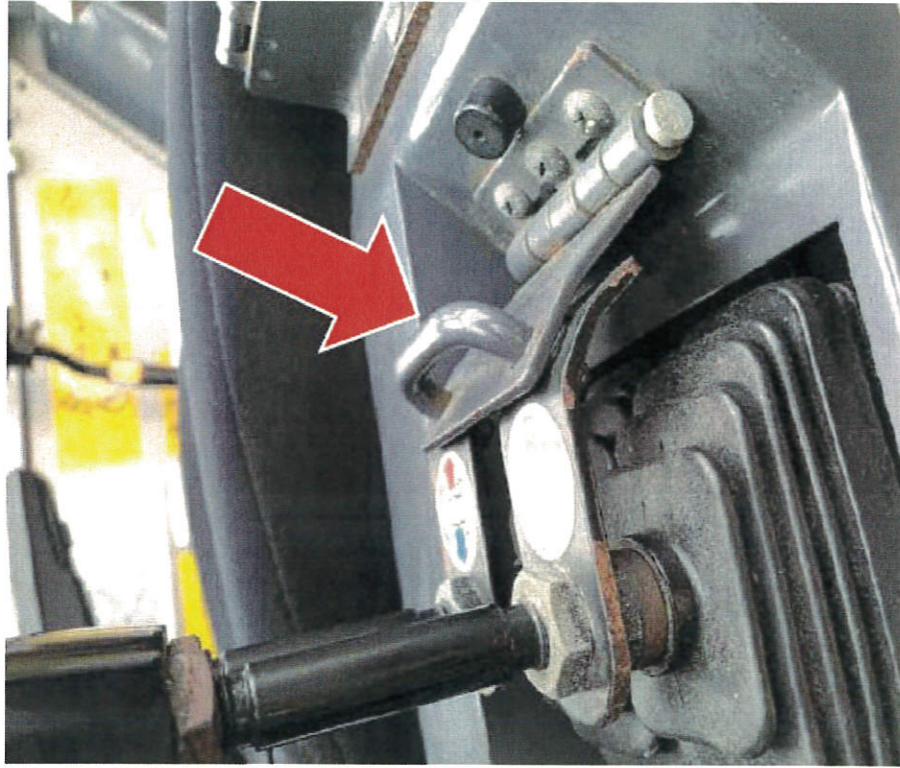
さて、過日他支店で発生したクレーン転落事故については、原因不明ながらオペレーターの操作ミス等ヒューマンエラーの疑いも想定されるため、弊社社内で再発防止策を検討し、今回、ヒューマンファクターによる災害リスクの低減を目的とした全社統一ルールを下記の通り定めることといたしました。協力業者の皆様におかれましては、御社および下請負協力業者様への周知と運用開始までに出来るだけ速やかに各種整備をしていただくよう要請します。

なお、対象となるクレーンは、当社からオペレーター付きでリースするもので、協力業者様持込み(杭工事等)で入場するものは除外いたします。

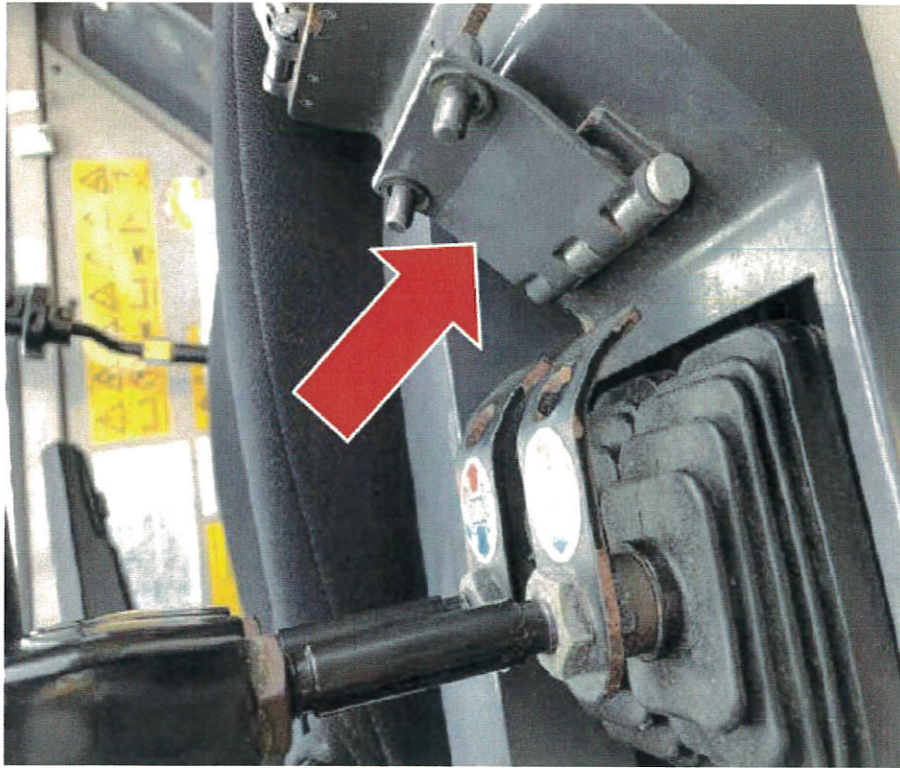
記

1. クローラークレーンの走行完了時には、速やかに走行レバーをロックさせること
(別紙1参照)
2. クローラークレーンは、オペレーターの安全意識の維持及びトラブル発生時の履歴確認を目的として、ドライブレコーダーを搭載したものを使用すること (別紙2参照)
※運用開始は令和3年7月1日
3. クローラークレーンは、視認性向上のため前後左右を確認できるモニターを搭載したものを使用すること (別紙2参照)
※運用開始は令和3年7月1日
4. 移動式クレーンオペレーターの登録に際して、認知能力テスト「新ブルドン抹消検査」を追加し、受検日と判定結果を記入すること (判定結果A, Bのオペレーターのみ入場可とし、実施頻度は60歳未満は1回/5年、60歳以上65歳未満は1回/3年、65歳以上は1回/1年) (別紙3参照)
※運用開始は令和3年7月1日

以 上



走行ロック状態



走行可能状態



死角モニターにもなる
業務用6カメラドライブレコーダー

6カメラ

720P

200万画素

液晶モニター

140°視野角

256GB使用可能

対応48V電源

本体カメラ：仕様	
型番	SLT6CDVR
サイズ	モニター：幅 250×高さ 149×奥行 39(mm)・780g カメラ：幅 65×高さ 30×奥行 38(mm)・100g
電源	12V～48V対応
付属品	モニター、カメラ（カメラ・シール・ネジ）6セット、モニター用取付金具、延長ケーブル 15m、延長ケーブル 5m 4本、延長ケーブル 3m、バックミラー取付金具 2個、バックミラー取付ネジ 4本、ワッシャー 2個、ネジ 4本、ナット 2個、モニター用ネジ 4本、リモコン、センサーケーブル
液晶サイズ	11 インチ
画角	140 度
記録メディア	microSD カード 2 枚（～ 256MB まで使用可能）
記録ファイル	MOV 形式 1280×720 25fps
撮影時間	128GB の microSD カード使用約 18 時間（※状況により異なります）
防水性能	IPX5（カメラ・ケーブルのみ）
販売業者	サンコー株式会社 TEL 03-3526-4321 FAX 03-3526-4322



移動式クレーンの業者指定及びオペレーターの登録制度について

見直し(赤字):2021年4月6日

清水建設(株)関西支店 安全環境部

1. 目 的

関西支店作業所(当社スポンサーのJV作業所を含む)での移動式クレーン関連の事故・災害未然防止とクレーンオペレーターの資質の向上を目的とする

2. 運 用

関西支店作業所で工事に携わる移動式クレーンオペレーターは、必ず登録証を携帯する
作業所の当社担当者は、その登録証を確認した後に移動式クレーンの
始業前点検及び作業開始を指示する

3. 基 準

(1) 業者指定基準

- ① 対象は、関西支店内作業所にオペレーター付で移動式クレーンをリースするすべての取引業者とする
(協力業者持込等(杭工事等)、当社と直接リース取引のない業者は対象外とする)
- ② 清水建設(株)関西支店災害防止協議会(災防協)に加入していること。
- ③ 互助会に加入していること
- ④ 店社労災保険及び上積保険に加入していること
- ⑤ 店社の安全管理組織が明確で安全管理活動が十分行われていること

(2) オペレーター登録基準

- ① 指定業者に直接雇用されている者の中から推薦された者
(人数は保有台数+若干予備者(5~6名)とする)
- ② 移動式クレーン免許証を保有している者
- ③ 能力向上教育(クレーン協会等)を受講した者
- ④ 認知能力テスト「新ブルドン抹消検査」を受検し、判定結果がA若しくはBである者
※実施頻度:60歳未満は1回/5年, 60歳以上65歳未満は1回/3年 65歳以上は1回/1年
(令和3年7月1日から運用開始)

(3) 有効期限

- ① 指定業者 2年毎に更新とする(安全グループ担当者により登録基準を再確認する)
- ② オペレーター 5年毎に更新とする。(更新時、能力向上教育を実施する)
(更新時期に取引業者安全担当者等による能力向上教育を実施すること)

4. 手続き要領

(1) 手続(申請)について

- ① 別紙の様式に登録されるオペレーターの氏名、生年月日、満年齢及び移動式クレーン運転免許証番号、**新ブルドン抹消検査の受検日および判定結果等**記入
(移動式クレーン検査証・自動車検査証・移動式クレーン免許証の写しを添付する事)
- ② 清水建設(株)関西支店災害防止協議会(災防協)及び清水建設(株)協力会社互助会に加入している書類(会費領収書等)写しを提出
- ③ 店社の労災保険に加入している、概算・増加概算・確定保険料申告書
(オペレーターの労災保険)の写しを提出
- ④ 貴社の安全管理組織表・安全管理計画書(年度等)を提出
- ⑤ 労働災害にそなえての上積保険に加入している書類の写しを提出
- ⑥ 写真は、脱帽、正面(縦3.5cm×横2.5cm)2枚(裏面に会社名、氏名を記入)
を提出

(2) 二次・三次・・・業者の取扱いについて

- ① 貴社の下請負業者についても、**原則として登録済取引業者から使用業者を選定**
(ただし、作業所統括衛生責任者が緊急・臨時等の特別な事情によりやむを得ないと判断した場合は除く)

(3) 一人親方の取扱いについて

- ① 別紙の様式(貴社と分けて作成)に登録しようとする一人親方のオペレーター氏名、生年月日、満年齢及び移動式クレーン検査証番号、吊上げ荷重、自動車検査証番号、移動式クレーン運転士免許証番号、**新ブルドン抹消検査の受検日および判定結果を記入**(上記の書類は写しを添付して下さい)
尚、一人親方で2台以上所有して労働者(身内も含む)を使用している者は除外
- ② 写真は、脱帽、正面(縦3.5cm×横2.5cm)2枚(裏面に会社名、氏名を記入)を提出
- ③ 一人親方の労災保険特別加入している書類の写しを提出
- ④ 一人親方を推薦される業者については、別紙の誓約書を作成して提出

以 上

移動式クレーンオペレーター登録者名簿

NO. 1

労災保険 加入・未加入

労災事故上積保険

万円

防災協 加入・未加入

互助会 加入・未加入

2021年 月 日 作成

業者名

所在地

担当者名

電話番号

FAX番号

番号	フリガナ 氏名	生年月日(西暦) 満年齢	検査証番号 吊り上げ荷重 号	移動式クレーン 免許証番号	自動車検査証 番号	新ブルドン抹消検査 受検年月日	ブルドン判定	能力向上教育受講 及び有効期限年月日	※登録証番号 発行年月日	※備考
1		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
2		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
3		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
4		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
5		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
6		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
7		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
8		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
9		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
10		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
11		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
12		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
13		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
14		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	
15		才	号	号		年 月 日		受検 期限	年 月 日	

【注】1. ※印欄は記入しない下さい。 2. 労災保険及び防災協・互助会の加入・未加入の欄は該当のところを○で囲んで下さい。

3. 能力向上教育機関については、実施機関として(社)全国クレーン建設業協会等があり、これと同等以上と認められる機関での受講であればよい。

4. 新型ブルドン抹消検査の判定については、A・Bは入場可とし、C・Dは不可とする。

関西安 2021.04改訂

赤字:2021年4月6日 見直し部